

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2877号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

東平安名崎 (沖縄県)



政 策

鳥獣保護法の一部改正法案について

環境省 自然環境局 野生生物課

鳥獣保護業務室

(2)

フ ォ ー ラ ム

「やさしい観光地づくり推進事業」

～ICTを活用した観光振興へ～ 沖縄県南風原町

復興たより 笑顔つなげる「ふたばのわ」～福島県双葉町～

町村Navi

ホンモノの町を目指して

鳥取県智頭町長

寺谷

誠一郎

(11)

◎写真キャプション◎

宮古島市旧城辺町の東平安名崎海岸。太平洋と東シナ海の波がぶつかり合う場所。写真手前と奥で波頭の向きが異なっているのがわかるだろうか。右方に太平洋、左方へ東シナ海をのぞむさんごの岬を、日夜二つの波が洗っている。

コ ラ ム

南の島に育つツーリズム―宮古島の「さるかの会」―

早稲田大学教授 宮口 侗 廸

この2月、沖縄の宮古島を訪ねる機会があった。平成21年度に過疎地域活性化優良事例表彰を受けた「くすくへグリーンツーリズムさるかの会」のその後を視察するための旅である。

沖縄本島と石垣島の間の宮古島は、面積は約160㎢とかなり大きい。全体が平らな隆起サンゴ礁で保水力を欠き、古来干ばつに悩まされてきた。しかし平成10年には基盤が泥岩であることを活かして本格的な地下ダムが完成し、農業条件が飛躍的に改善した。

平成17年秋には宮古島の4市町村と隣の島の伊良部町が合併し、宮古島市が生まれた。宮古島東部の旧城辺町ではその前年、合併による地域の活力低下に危機感を持った有志によって、農泊体験による地域の活性化をめざす研究会が誕生した。この会は視察や研修を経て「さるかの会」と名づけられて本格的な活動を開始したが、この間農家の仲間を増やし、18年秋には31戸の農家で大阪の府立高校の修学旅行生260名の受け入れを実現した。そしてその後20年度には11校約3000名、22年度には24校約5500名、24年度には34校約8400名

という驚異的な伸びを示した。受け入れ農家も90戸にまで増えている。体験内容は農業と海の体験に加えて三線の指導もある。公的な支援なしでここまで評価が高まっているのは、偏に島の生活そのものを素朴に味わってもらおうという姿勢による。台風や干ばつという厳しい自然の中で歳月を過ごした人々の温かさは格別のものがあり、地域への強い思いも修学旅行の若者に穏やかに伝わるころがすばらしい。今回の旅でも、島を離れる生徒が、離島式や空港へのバスで流す涙に接することができた。ちなみに「さるか」とはトゲがあつて絡みつく離れない低木のことで、人の縁を深めたい思いで名づけられたという。さるかの会は合同会社であり、3人の女性が切り盛りする事務局を10人足らずの出資社員が支えている。

ただ、25年度の実績は26校6800人にとどまった。3年前から市の観光協会が同じような民泊事業を開始しており、その影響の可能性もある。手づくりで始まった土着のツーリズムの盛り上がり公的な組織の動きが競合しないような工夫を、ぜひとも願いたいものである。

政策解説

鳥獣保護法の一部改正法案について

環境省 自然環境局
野生生物課 鳥獣保護業務室

1. はじめに

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」が、平成26年3月11日に閣議決定された。現在、国会において審議されている本法案の内容について解説する。

2. 背景

我が国の自然環境を構成する要素として不可欠な存在である鳥獣については、従来、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、「鳥獣保護法」と言う。)に基づき、鳥獣の捕獲等に係る規制、鳥獣保護区の指定その他の鳥獣の保護を図るための事業とともに、狩猟免許制度その他の狩猟の適正化に関する措置が実施されてきたところである。

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣については、急速に生息数が増加し、生息域が拡大している。その結果、生態系や農林水産業、生活環境への被害が、大変深刻な状況である(例…希少な高山植物の食害、下層植生の喪失による森林内の土壌流出、交通事故、農作物への被害、樹皮剥ぎなどによる森林被害、など)。

また、これまで鳥獣の捕獲等において中心的な役割を果たしてきた狩猟者は、この40年間で4割以下に減少している。さらに、6割以上が60歳以上となるなど、著しく高齢化が進んでいる。そのため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。

我が国の美しい自然環境を守り、農林水産業や生活環境への被害を防止するためには、積極的に鳥獣を管理し、その体制を構築することが求められている。

3. 検討の経過

められている。

これらの状況に加え、前回改正法の施行(平成19年4月)から5年が経過したことを受け、環境大臣より鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について諮問が行われた。中央環境審議会自然環境部会では、「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」を設置し、平成25年5月か

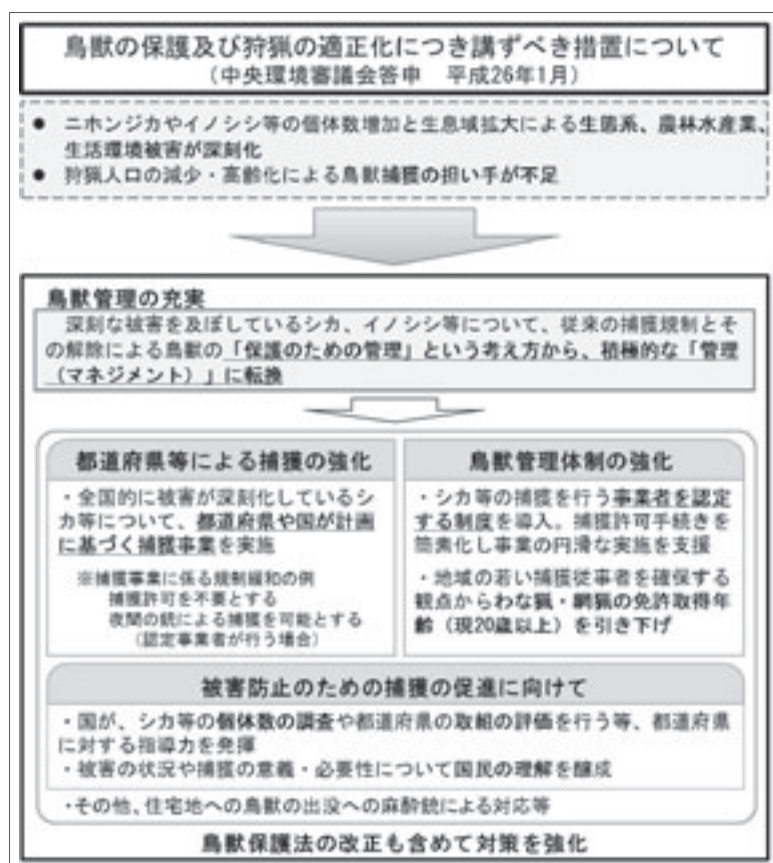


図1 答申の概要

政 策

ら平成26年1月にかけて、計8回の会議を開催し、詳細な検討を行うとともに、パブリック・コメントや自然環境部会における検討を経て、答申がとりまとめられた。

本法案は、この答申を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の一層の推進を図るための措置を講じようとするものである。

4. 改正案の内容

①題名、目的等の改正

生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に「鳥獣の管理」を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】

鳥獣の保護…生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること

鳥獣の管理…生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

②計画体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める（第4条）。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

第一種特定鳥獣保護計画…その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画

第二種特定鳥獣管理計画…その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画

希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする（第7条の3及び第7条の4）。

③指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指

定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができるとする。

当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下で捕獲個体の放置の禁止を緩和する。③一定の条件下（※）で夜間銃猟を可能とする（第14条の2）。

※都道府県知事又は国の機関が、認定鳥獣捕獲等事業者（④参照）に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

④認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。

認定により、法人として鳥獣の捕獲等の許可を受けることができ、この場合、捕獲に従事する従業員に対し、捕獲を行うことが認められてい

計画体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として「鳥獣保護管理事業計画」を定める。また、鳥獣保護管理事業計画に基づいて、都道府県が必要と判断した場合において、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける。

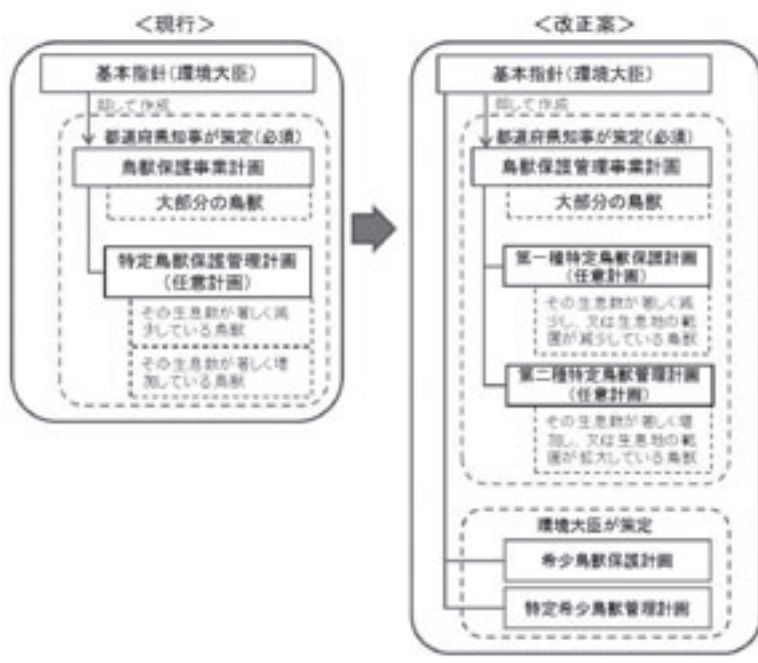


図2 現行及び改正後の計画体系

政 策

ることを証明する「従事者証」の交付を受けることができる（捕獲従事者個人が捕獲の許可を取る必要がなくなる）こととなる。また、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、狩猟免許の更新時の適性試験が免除されることとなる。

なお、認定要件の詳細を規定する環境省令は今後検討される。

⑤ 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻酔銃による鳥獣の捕獲等ができるものとする（第38条の2）。

⑥ 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ

網猟免許及びわな猟免許を取得できない年齢を、20歳未満から18歳未満に引き下げるものとする（第40条）。

⑦ 公務所等への照会

環境大臣及び都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認

めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする（第75条の2関係）。

⑧ 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、公務所等への照会に関する規定（第75条の2（⑦参照））については、公布の日から施行する（附則第1条関係）。

そのほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めている（附則第2条から第17条関係）。

5. 終わりに

本法案は、現在国会において審議中である。環境省としては、法制度の改正とともに、さらなる施策の推進を図って参りたい。市町村においては、従来の仕組みによる捕獲に加え、都道府県を中心とした捕獲にご協力いただき、都道府県との連携をより一層強化し、鳥獣対策を推進していただくようお願いしたい。

なお、本法案については、環境省のHP中に掲載しているので、参照いただきたい。

<http://www.env.go.jp/>

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、こ

れからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



フォーラム

▷イメージキャラクター「はえるん」とひまわり畑



現地レポート

地域資源を活かした活性化策

「やさしい観光地づくり推進事業」

～ICTを活用した観光振興へ～

沖縄県

はえるん
南風原町

南風原町の概要

わがまち南風原町は、沖縄本島南部のほぼ中央に位置し、県都那覇市に隣接しています。周りを6つの市町村に囲まれ、面積は10・72平方キロメートル。県内41市町村で4番目に小さな町です。琉球王国時代には、王府の直轄

地として栄え、首里の南にある豊かな場所として、「南風原」という名前が付けられました。

現在の南風原町の境界は、明治41(1908)年の特別町村制の施行により定まり、11の字からなる南風原村が形成されました。今次大戦で焦土と化した南風原村も、昭和21(1946)年に村役場の再編とともに復興の第一歩が始まり、畜産を中心とした農業、織物などの生産や地の利を発展の原動力に、工業や企業の進出により着実に発展を続けてきました。昭和55年(1980年)には16行政区をもって町政への移行を成し遂げ、以来田園都市をめざした諸施策が展開され、平成25年度現在では19行政区となっています。

古くから交通の要所として、発展・独自の歴史、文化を育んできたわがまちは、更なる交通網の進展、大型店舗などの商業施設の進出で生活の利便性

フォーラム

◀南風原町役場



も向上し、平成26年には人口3万6千人を突破しました。

沖縄にとつての観光とは

沖縄は、昭和50年の沖縄国際海洋博覧会を契機に観光地として定着し、リゾートホテル業の開業やインフラ整備と共に観光客数が増加してきました。その後、バブル景気後の伸び悩みを経て、航空運賃の自由化や旅行商品の低価格化が進展したことにより、急激に観光客数が増加し、現在では観光客数600万人を超える人気のリゾート地となっています。

平成22年度においての観光収入は、4、025億円となり、これは県外受

取の17・7%を占めています。また平成24年度には、観光収入が4、418億円と増加しており、沖縄県にとつて観光産業の振興は年々重要性が高まってきています。

「やさしい観光地づくり」の始まり(動機・経緯)

観光立県として観光振興を図り、観光客誘客を目指している中、本町はまだまだ観光振興の面で十分でない現状にあります。その理由として、本町は、伝統工芸の琉球絣や各地域に残る芸能、祭りなどの観光資源が多くあるにもかかわらず、観光地としての環境や情報発信のための整備が整っていなかったため、有名な観光名所や観光施設等へ素通りされてしまう状況にありました。

そのため、観光客受け入れ体制の整備と観光資源の開発・発掘、同時に南風原の良さを発信するために、情報発信の強化の取り組みは重要な課題でした。平成21年度「観光の実態と志向」(日本観光協会)では、インターネットが宿泊観光旅行の際に多くの方(43・3%)が参考とされている」とする全国的傾向からも、インターネットを活用した情報発信への取り組みに、力を入れていく必要があると考えました。

観光客の多くは、スマートフォン、タブレット端末もしくはパソコンを持参しており、旅先でのインターネット

接続のニーズは高まっているため、観光情報を提供することにより滞在時間が増大すると考えました。滞在型観光を目指すため、南風原町の観光情報を常に発信し、ニーズに応えることによって、やさしい観光地づくりができるというところから、この事業は始まりました。

事業実施内容

事業実施内容は大きく分けて3つになります。1つめは、インターネットを活用して情報発信することにより、本町の良さをより知って頂き、観光客誘客を図る観光サイト。2つめは、訪れた観光客に無料の高速インターネット接続サービスや情報・コンテンツを提供する公衆Wi-Fi。3つめは、本町の観光情報やスマートフォンを活用して楽しんで頂けるスマートフォン用観光アプリです。

平成24年11月に協議会を立ち上げ、協議会内部に専門部会をおきました。そこから2週間に1回のペースで専門部会を開き、ポータルサイト・アプリの構成やコンテンツ、それらをどのようにPRしていくかというところから始まりました。第2回専門部会では、



△スマートフォン用観光アプリ



△やさしい観光地づくり推進事業協議会

沖縄タイムス紙面内の「かなさうちなーむん」に観光PRを掲載することや有名プロガーの招致を行う事を決定して、第3回、4回では引き続き、ポータルサイト・アプリの内容や構成について検討しました。また同時に、公衆Wi-Fiの設置場所や向き、方向等を検討し、観光客が多い琉球絣会館と本町役場から、かすりロード付近と中央公

フォーラム

民館や本町役場付近に対してアンテナを向けることを決定しました。

世界遺産などの観光資源や全国的に有名な観光地がない本町では観光客誘客という意識が薄く、以前はパンフレットやWebサイト等もありませんでした。しかし、全国的に定着している津嘉山完熟かぼちゃや県内生産量トップを誇るストレリチア、ヘチマ(美瓜)、伝統工芸の琉球絣、花織など、PRすべき資源は少なくありません。それら町の魅力を発信するツールとして着目したのがスマートフォンです。観光客が持つ携帯ヘダイレクトに情報を届け、かつ、訪れた人たちが楽しめるコンテンツを用意することで、情

報を発信出来るものが未整備のところから、全国、世界にアピール出来る状態へ一気にステップアップしたいと考えました。

また、全国・世界に向けてPRするために、情報を発信するツールとして総合ポータルサイトを作成し、スマートフォン用アプリでは難しい細かい内容の観光情報、イベント情報を発信することで、今まで周知不足だった観光情報を、より多くの人たちへ届けられるようにしました。

更に、スマートフォン用アプリを作成するにあたり、公衆Wi-Fi整備を行うことで、訪れた観光客にアプリ・総合ポータルサイトなどをストレスなく

活用して頂けるのではないかとということで、Wi-Fi整備を行いました。

総合ポータルサイト・アプリで、全国・世界の方へ本町の情報を発信し、本町の良さを知って頂き、本町への誘客を図る。訪れた方には、公衆Wi-Fiサービスやアプリを活用して、本町を観光してもらえたらと思うております。

今後について

現在、公衆Wi-Fiは観光サービスにおいて活用していますが、将来的に行政サービスにも活用出来たらと考えております。災害復旧の際に現場に情報を

伝えるたり、ネット環境が整っていない高齢者・障がいのある方の住宅でもWi-Fiを活用することで見守りサービス等の福祉サービスにも使えるのではないかと検討しており、多様な分野への可能性を期待しています。

観光客は地元の人と関わることも楽しみを感じてくれて、繋がりが深まる。そのためには、観光客だけでなく、Wi-Fiやアプリを町民にも使ってもらわなければならない。スマホの普及率も、フェイスブック等のSNS利用率も本町はまだ低い現状です。観光サービスにしろ行政サービスで活用するにし

ろ、実効性を高めるには、整備だけでなく、地域住民を巻き込んだ動きへ発展させるのが課題となってきます。そのために、これらのサービスと住民の意識とのマッチングを行っていく必要があると感じております。

実際の現場では、ポータルサイトやアプリを作ったから、見て貰い、本町を知って貰える。公衆Wi-Fiがあるから、来て貰えるという簡単な話ではありません。

それらを見る方が見やすいような、検索しやすいようなものにしていかなければ、見てさても頂けないのだろうとも思っております。逆に、インターネットや携帯が観光情報を知る上で主流となっている中、観光をしたいという方が、沖縄に行くから立ち寄ってみたい、こういう場所があるなら見てみたい、という風に思っている情報を常に発信していくことが出来なければ、観光に来て頂けないと考えております。整備を行っただけで終わるのではなく、そこからすべてが始まります。それらをどう活用出来るか、更に使いやすいように改良できるか。事業は平成26年度で終了しますが、この事業の成果はこれからの頑張りにつながっていると思っております。

南風原町長 城間 俊安

▷ストレリチア



▷琉球絣



がんばってます、東北！

復興だより



自治会を取材する「ふたさぼ」の小林支援員（写真左）

「あいやー、元気だったかいー？」
まるで、同窓会のような場になっ
てしまふ自治会主催の様々なイ
ベント。あたりまえのように毎
日顔を会わせていたご近所の友
人との再会に、表情がパツと明
るくなります。避難先ごとに結
成された自治会の活動の情報を
できるだけ多くの町民に届けた
い。散り散りになってしまった
「町」という「コミュニティ」を少
しでも取り戻したい。そんな思いが、
町の情報紙「ふたばのわ」には
こめられているのです。

笑顔つなげる「ふたばのわ」

ふたばまち
福島県双葉町

「ふたさぼ」に
助けられながら

「ふたさぼ」とは、文字通り「双
葉町をサポートしてくれる」復興
支援員のこと。町で募集をかけ、
町の復興に向けての様々なお手伝
いをしていただいています。
2013年夏、役場のホームページ
「シリニユーアル」にあわせて、
SNSの活用が決まった際に、
SNSになじみのない高齢者の
方々へは、やはり紙媒体での情報
提供が必要とされました。各自治
会の活動情報をできるだけたくさ
ん、より確実に伝えたいと町は考
え、毎月1日に発行している従来
の「広報ふたば」よりも、自治会
主催の講座やイベントに特化した
情報を掲載することとし、毎月15
日に「コミュニティ情報紙」を発行す
ることになりました。それが、「つ
なげよう つなごう」 ふたばの
わ」。企画 編集には、「ふたさぼ」
による外部からの視点がとても役
に立っています。町と「ふたさぼ」
との二人三脚は、充実した内容の
「ふたばのわ」には必要不可欠な
体制となっています。

心明るく、体を元気に



「ふたさぼ」と町の秘書広報課で、週1回の企画・編集会議を実施

先の見えない避難生活は、や
はり町民の心に深く影を落とし
ています。新しい生活に戸惑い、
部屋にこもって、ふさがちな町
民も少なくないのです。そこで、
とにかく外へ出て、長年顔を合
わせて生活してきた隣近所の友
人・知人と顔を合わせてもらおう
と、様々な講座やイベントを
各自治会が開催してきました。
しかし、情報が行き届かなかった
がゆえに参加するタイミングを
逸していた町民も多かったよう
です。「ふたばのわ」を発行する
ようになると、「現在の居住地域
に双葉町の自治会が結成されて
いるのがわかって良かった」「講
座に参加して、懐かしい顔に会
えて嬉しかった」などといった感
想が寄せられるようになりまし
た。外に出かけ、人に会い、会
話を交わすことで、心も体も元

気になることができるものです。
そんなきっかけを「ふたばのわ」
が提供していくことで、町民同
士の絆も深まれば、こんなに嬉
しいことはありません。

みんなで作る「ふたばのわ」へ

「ふたばのわ」からの情報が
きっかけで活動に参加された町
民から、「何か町のためになるこ
とをしたい」という声も多数聞
かれます。離れて暮らしている
からこそ、町を忘れたくない、町
を取り戻したいという思いは、町
民のみなさんが胸に秘めている
ということが、「ふたばのわ」を
通して、見えてきました。現在は、
「ふたさぼ」メンバーに全面的に
ご協力いただいて発行している
「ふたばのわ」ですが、いつかは、
もっともつと町民参加型に移行
し、町民のみなさんにも取材や
執筆を担当してもらえようとな、
一歩進んだコミュニケーション
ツールとして
の「ふたばの
わ」を確立し
ていきたいと
町は考えてい
ます。

も元気を
出す
紙と
表紙
を
届
け
ま
す



情 報

「トップマネジメントセミナー(地域で支える医療)」のご案内

全国市町村国際文化研修所(JIAM)では、「トップマネジメントセミナー(地域で支える医療)」と題し、市区町村長・副市区町村長・部長級職員・市区町村議会議員及びNPOや住民組織の代表者等の皆様を対象としたトップマネジメントセミナーを開催します(平成26年7月10日～11日)。

今回のセミナーは、自治医科大学地域医療学センター長 梶井英治氏を全体アドバイザーにお迎えし、同センター助教 神田健史氏のコーディネーターによる広島県世羅町と栃木県小山市の事例報告の後、参加者の皆さんに「住民との協働アクションプラン」作りに取り組んでいただきます。

町村長、副町村長及び部長級職員の皆様の積極的なご参加を心からお待ちしております。

記

日 程

平成26年7月10日(木)～11日(金)
1泊2日

場 所

全国市町村国際文化研修所(JIAM)
(滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号)

募集人数:30人

経 費:7,300円

申込期限:5月30日(金)まで

申込方法:

JIAMホームページ(<http://www.jiam.jp>)からお申し込み下さい。また、「受講申込書」をダウンロードし、必要事項を記載の上、JIAMまでFAX(FAX:077-578-5906)で送信いただいても結構です。なお、申し込みの際に、「申込時アンケート」(ホームページよりダウンロードして下さい)の回答をメール又はFAXによりお送りください。

その他:

募集人数を大幅に上回るお申込をいただいた場合の扱いなど詳細は、JIAMホームページをご覧ください。か、左記までお問い合わせください。

問い合わせ先:

(公財)全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部
〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号
TEL:077-578-5932
FAX:077-578-5906
E-mail: kenshu@jiam.jp

! 新刊紹介

震災復興と地域産業5

小さなまちの未来を映す

「南三陸モデル」

関満博・松永桂子・著
新評論 2800円+税

本書は、一貫して東日本大震災から立ち上がる地域の姿を捉え続けている「震災復興と地域産業」シリーズの第5弾。今回のテーマは岩手県南三陸町。壊滅的な被害を蒙った同町では、被災からわずか1ヶ月半後には、「復興市」が立ち上がった。

本書は、地域産業研究の第一人者の手による実態調査報告であるが、漁師や水産加工業経営者、女性グループ、農家の人々などが写真と共に実名で登場する。それぞれの取組が、時折震災前の様子を振り返りながら、課題や展望とともに丁寧に、そして生き生きと描かれている。ただし、本書は南三陸町の特別なモデルを綴っているのではない。壊滅的な震災被害から立ち上がる、小さなまちに暮らす人々の懸命の取組と各々の生き様を通して、小規模自治体の未来像の構想を試みている。

平時からの地域活性を意識した活動の継続が、非常事態後の素早い対応につながったという分析は、南三陸町にとどまらない、今回の震災から学ぶ最大の教訓であろう。手に取った読者が、自らの地域と重ね合わせる時、本書は、いかなる困難も乗り越えられ、勇気と底力が、地域には宿っていることを教えてくれるであろう。



遺産整理業務

[わかち愛]



※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



三菱UFJ信託銀行

お問い合わせ ☎ 0120-349-250 ご利用時間/平日:土・日 9:00~17:00(祝日等を除く)
(回線がつながりませんでしたら 目印を押してください。)

◎町村週報のご購読◎

「町村週報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kouhou@zck.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。
★年間購読料1,500円(送料込み)
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

◎休刊のお知らせ◎

4月28日付と5月5日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。
第2878号は5月12日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

随 想

随 想

ホンモノの町を目指して



鳥取県智頭町長 寺谷 誠一郎
ちづけ せいちろう

パラダイムの転換

「お待たせしました。いよいよ田舎の出番です。」

私は、町長に就任したとき、そのキャッチフレーズを思いついたのだが、ここに来てますますその意を強くしています。

2011・3・11の東日本大震災。この日を境に日本人の価値観は大きく転換したように思います。今まで拠って立っていたところの安全安心は何だったのか？ 本当の豊かさとは何か？ 自分の人生における選択や判断は果たして正しいのか？

今までは経済最優先社会で、ともすると思考停止状態だった多くの国民が、本質的な部分でいろんなことを一気に考えるようになったのではないかと思います。

今までは当たり前に考えてきたが、現に物質的に満たされ、健康で生活できることへの感謝の気持ちが芽生え、また人と人との関係性につ

いて「絆」という言葉に表されるように、個人主義から全体がより良くなることにより大きな価値を見いだそうとする動きが加速してきたのではないかと思います。

テーマはホンモノ

私自身、原発事故が起きて考えた事は世の中に二セモノが蔓延してしまった。またそれが二セモノであることに気がつかずに今日まで来たということです。

すわ日本の一大事という事態に、万全と思われた様々なシステムが実は機能しなかったという事実が直面しました。直感としてこれからは社会全体がホンモノを追求していかなければならないと感じたのです。別ないい方をするとうんぬんしか生き残れない時代に我々が突入したといってもいいかもしれません。

外部環境がどのように変化しても、ホンモノであればその軸が決し

てぶれることはありません。
自分の町も私自身もこれを機会に「ホンモノ」をテーマとして追求する姿勢で行きたいと考えているところです。

要求型から提案型へ

本町では住民のみなさんの声を幅広く聞くためと町の進む方向や基本的な考え方を知っていたくために、智頭町にある87の集落を約10ヶ月かけてひとつひとつ回る「集落自治座談会」を敢行しました。

少ないときには5、6名の集会から、多いときには50名近くの集会まで、実際に回ってみるとかなり骨の折れる作業でありました。時には住民の声が相次ぎ、予定した時間を大幅にオーバーするような会合も現れたりしました。

直接住民の声を聞く機会を得ることで「住民の為の行政」という原点を再確認するとともに、行政の実務をスピードアップすることと丁寧な住民説明の必要性を感じたところで

す。
また一方で町から住民に対しての注文として、今までの行政に対する一方的な「要求型」の姿勢は、厳しいようだが今後一切認めないことも宣言してきました。

これからは、住民自らが考え、汗を流す事業について、行政がサポー

トする「提案型」事業を進めていかなければ、小さな町が生き残っていくことが出来ないと考えているからです。

住民自らが主体的に町の将来を考え、汗を流していくという意識にスイッチを切り替えていかなければ、本当の意味での自治にはほど遠いのではないだろうか。

一方通行の「要求型」から、行政と住民がコミュニケーションを密にしながら、化学反応を起こす「相互作用提案型」事業を展開し、智頭町発信の住民自治の形を模索していきたいと考えております。

智頭町のような財政力の乏しい人口1万人以下の規模の自治体が生き残っていくためには、住民の知恵を結集し、他地域にとって必要だと思われる存在でなければなりません。

そのためには、利己主義的な風潮が蔓延する現代にあつて、一見逆説的ではあるが、利他主義的な地域づくりを進めなければ、存在価値が認められないし、持続可能な地域経営は困難であると感じています。

本町が、掲げる理想像が、いかに他の地域にとって必要とされることとして受け入れられるのか？ このことに焦点を合わせて地域づくりを進めるなかに、田舎の町が生き残る活路が見いだせるのではないかと考えている今日この頃です。



車両共済(保険)のご案内

(自動車総合保険の車両保険)



大切なマイカーには…

全国町村等職員の自動車共済 + 上乗せ 車両共済(保険)

のご加入がオススメです!

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

○無事故による割引で新規から **41% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)

○集団扱年一括払いによる割引で更に **5% 割引**
○保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

●フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
●FAX番号 **03-3519-7325**
●ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕(株)損害保険ジャパン営業開発第2部第3課 03-3593-6456

[SJ13-09078(2013.11.14作成)]